

2022 年度健康スコアリングレポートの実施方針

2022 年 9 月 29 日

2022 年度における健康スコアリングレポート（以下「レポート」という。）については、2021 年度の特典健診等データが掲載された保険者単位・事業主単位のレポートの配信を予定している。保険者単位のレポートについては、2018 年度よりこれまで 5 回にわたり保険者へ送付し、レポートの内容や活用について定着が進んできていることから、基本的な表示内容や比較方法は変更しない。また事業主単位のレポートについては、初年度において一定の効果が得られたことから、導入 2 年目となる 2022 年度においても「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」（2020 年 4 月 2 日）を踏まえ継続して実施する。そのほか、2021 年度効果検証結果及び「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキンググループ」において議論された内容を踏まえ、以下の方針で実施することとする。

（1）事業主単位レポートの利便性向上について

・ 複数の保険者番号を有する保険者への対応

複数の保険者番号を有する保険者において、異なる保険者番号で同一の記号を有する事業所についても、それぞれ別事業所として登録し、個別の事業主レポートが出力可能とするようシステム改修を行う。

・ 事業主レポートの経年情報表示

適用事業所名の変更、事業所の統合・廃止・分割等が発生した場合においても、経年情報を表示できるよう、事業主マスタに登録する「事業所名称」単位ではなく、「被保険者証等記号」単位で集計した経年データを保管することで、毎年新たに過去のデータを集計・出力できるようシステム改修を行う（※）。

（※）なお、新たに事業主マスタ上の適用事業所を統合・分割する場合には、経年データは仮想的な数字（実際には当時存在しなかった事業所単位の数値）を示すことに留意する。

・ 事業主マスタ・マクロの更新

事業主マスタの不備による事業主レポートの未作成等の不具合を未然に防げるよう、各健康保険組合（以下、健保組合）に作成を依頼する「事業主マスタ」の改良、および事業主マスタのエラーチェック（形式チェックや論理チェック）を行うツールの改良を行う。加えて、事業主レポートを希望する各健保組合に対して、適切な事業主マスタを登録するよう、「被保険者証等記号」および「適用事業所名」を記載するよう再周知する。

(2) レポート活用促進に向けた方策について

- **レポート周知方法**

事業主におけるレポートに対する認知を高め、保険者と事業主間の双方向におけるコミュニケーションを通じたコラボヘルスをより一層深化させるために、経済団体等の各種団体を通じて、レポートが保険者に提供されていることを周知するとともに、事業主等からの積極的な問い合わせを依頼する。

- **参考資料・活用ガイドラインの更新**

事業主単位レポートの一層の活用を促すために、活用ガイドラインにおいて、事業主レポートに対応するガイドライン別冊または専用ページの追加を検討し、その際、事業主単位レポートにおける業態ごとの判定基準値表を追加する。また、健康スコアリングレポートの活用に関する、新たな切り口による好事例を追加する。そのほか、項目定義（レポート集計項目の変更に応じた各集計項目の定義）の記載の見直し等も行う。

(3) エビデンスに基づく要請文の深化について

- **健康保険組合理事長向け要請文**

健保組合への要請文については、日本健康会議および経済産業省、厚生労働省の3者のロゴを用い、ナッジ理論を活用した文書を作成し、保険者から事業主へレポートを共有し、コラボヘルスを深化させることを要請する。

- **企業経営者向け要請文**

企業経営者への要請文については、コラボヘルス推進に向けた事業主・保険者への働きかけの強化の観点から、日本健康会議・経済産業省・厚生労働省の連名でのメッセージを健保組合を通じて送付する。なお、日本健康会議および経済産業省、厚生労働省の3者のロゴを用い、従来の定型的な文書形式とする。

また、特にレポートの事業主への送付・共有が進んでいない健保組合がコラボヘルスを開始するきっかけとなるよう、分かりやすさを重視したリーフレットを作成し、要請文とともに健保組合に提供する。

さらに、健保組合による事業主に対する働きかけを後押しできるよう、メッセージの分かりやすさを重視した、健保組合（理事長）名での依頼文フォーマット（様式）を新たに作成し、健保組合に提供する。その際、コラボヘルスの実施状況に応じてそれぞれの健保組合の判断で事業主ごとに送り分けられるよう2種類のフォーマット（様式）を作成する。

(4) その他

2022 年度のレポートには反映しないが、2023 年度以降に向けて、2022 年度より以下の対応を行う。

- **直審レセプトデータの取り込み**

調剤レセプトの直接審査・支払い等を行う場合などにおいて当該組合のレポートの医療費情報が一部欠如する状況を踏まえ、NDB に直接格納するレセプトの医療費情報においても、当該組合の医療費を表示するために、医療費集計の際に電子レセプトデータに加え、直接審査レセプトデータを医療費に合算して集計するようシステム改修を行う。

- **記号単位特定健診・保健指導実施率データ抽出**

加入者（従業員）の生活習慣病の予防および早期発見に向けて、保険者の実施義務である特定健診・保健指導の実施率の向上には事業主との連携（コラボヘルス）が重要である。健康スコアリングレポートへの記載はしないものの、健康スコアリングシステムを活用して、記号単位（※）での特定健診・保健指導の実施率をすべて集計し、各保険者に対して実施率データを提供する。

（※）約 8 割の健保組合では記号と事業所が 1 対 1 で紐付いている一方で、残りの 2 割の組合は、1 対 1 で記号と事業所が紐付いていない事業所が含まれる。

以上